

大浜体育館建替整備運営事業
入札説明書等変更対照表

平成 29 年 6 月 16 日

堺市

大浜体育館建替整備運営事業 変更対照表

入札説明書等

頁	1.	1.1.	1.1.1	(1)	a	項目名	変更前	変更後
3	2.	2.4		(3)	a	新体育館	維持管理・運営期間は、市への施設所有権移転日の翌日から平成48年3月末日までの約15年間とする。	維持管理・運営期間は、引渡予定日から平成48年3月末日までの約15年間とする。

要求水準書

頁	1.	1.1.	1.1.1	(1)	a	項目名	変更前	変更後										
1	1.	1.1.				本要求水準書の位置づけ	<p>本要求水準書（以下「本書」という。）は、堺市（以下「市」という。）が、大浜体育館建替整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集及び選定するに当たり、本事業への応募者（以下「PFI事業者」という。）を対象に公表する入札説明書と一体のものとして提示するものである。</p> <p>（中略）</p> <p>PFI事業者は、本書の内容を十分に確認したうえで提案を行うこと。なお、本文中、特に主語がない記述については、PFI事業者が行うものとする。</p>	<p>本要求水準書（以下「本書」という。）は、堺市（以下「市」という。）が、大浜体育館建替整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者（以下「PFI事業者」という。）を募集及び選定するに当たり、本事業への応募者（以下「応募グループ」という。）を対象に公表する入札説明書と一体のものとして提示するものである。</p> <p>（中略）</p> <p>応募グループは、本書の内容を十分に確認したうえで提案を行うこと。なお、本文中、特に主語がない記述については、PFI事業者が行うものとする。</p>										
25	2.	2.4.	2.4.3.	(2)		観覧席	h 座席は、下記の席数程度とすること。	h 座席は、下記の席数程度とすること。なお、アリーナ全体で3,000席以上を確保すること。										
33	2.	2.6.	2.6.2.	(7)		情報通信設備	c 公衆電話の設置については、事業者提案とする。	c 公衆電話を設置すること。										
55	7.	7.1.	7.1.5.	(3)		四半期業務報告書	—	a 収支状況、その他必要な事項について、四半期ごとに四半期業務報告書として取りまとめ、4月から6月分を7月末日、7月から9月分を10月末日、10月から12月分を1月末日、1月から3月分を4月末日までに、それぞれ市に提出すること。										
別紙 11-1 器具備品一覧（新体育館）							—	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>テニス支柱</td> <td>4</td> <td>組</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ソフトテニス</td> <td>ソフトテニス用ネット</td> <td>4</td> <td>組</td> <td>日本ソフトテニス連盟公認</td> </tr> </table>		テニス支柱	4	組		ソフトテニス	ソフトテニス用ネット	4	組	日本ソフトテニス連盟公認
	テニス支柱	4	組															
ソフトテニス	ソフトテニス用ネット	4	組	日本ソフトテニス連盟公認														
別紙 11-2 器具備品一覧（既存施設）							—	<table border="1"> <tr> <td>57456</td> <td>ファクシミリ</td> <td>NEC NEFAX390</td> <td>平成10年3月31日</td> <td>三宝公園野球場</td> <td>¥109,200</td> </tr> </table>	57456	ファクシミリ	NEC NEFAX390	平成10年3月31日	三宝公園野球場	¥109,200				
57456	ファクシミリ	NEC NEFAX390	平成10年3月31日	三宝公園野球場	¥109,200													

基本協定書（案）

頁	第 1 条	1	(1)	項目名	変更前	変更後
1	第 3 条	5		PFI 事業者の設立	5 応募グループは、PFI 事業者をして取締役及び <u>会計監査人</u> を選任させ、これを速やかに市に報告させるものとする。取締役及び <u>会計監査人</u> の選任の後に取締役及び <u>会計監査人</u> が改選された場合についても、応募グループは、その旨を PFI 事業者をして速やかに市に報告させるものとする。	5 応募グループは、PFI 事業者をして取締役及び <u>監査人</u> を選任させ、これを速やかに市に報告させるものとする。取締役及び <u>監査人</u> の選任の後に取締役及び <u>監査人</u> が改選された場合についても、応募グループは、その旨を PFI 事業者をして速やかに市に報告させるものとする。
1	第 4 条	2		株式の譲渡等	2 応募グループの構成員は、前項ただし書の規定による承諾を得て、PFI 事業者の株式を応募グループの構成員以外の者に譲渡するときは、かかる譲渡の際の譲受人をして別紙 <u>2</u> の様式による誓約書をあらかじめ市に提出させるものとする。	2 応募グループの構成員は、前項ただし書の規定による承諾を得て、PFI 事業者の株式を応募グループの構成員以外の者に譲渡するときは、かかる譲渡の際の譲受人をして別紙 <u>3</u> の様式による誓約書をあらかじめ市に提出させるものとする。
2	第 5 条			業務の委託及び請負	応募グループは、別紙 <u>3</u> に記載された業務の区分に応じ、別紙 <u>3</u> 記載の者にそれぞれ委託し、又は請け負わせるものとする。	応募グループは、別紙 <u>4</u> に記載された業務の区分に応じ、別紙 <u>4</u> 記載の者にそれぞれ委託し、又は請け負わせるものとする。
3	第 6 条		(5)	本事業契約の締結	(5) 構成員、協力会社が、自ら又はその役員若しくは使用人その他の従業者について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。	(5) 本事業の入札手続について、構成員、協力会社が、自ら又はその役員若しくは使用人その他の従業者に刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
3	第 6 条	3			3 応募グループの構成員は、PFI 事業者と市との間で本事業契約の仮契約の締結と同時に、別紙 <u>1</u> の様式による出資者保証書を作成して市に提出するとともに、PFI 事業者の株式を保有する応募グループの構成員以外の者から、別紙 <u>2</u> の様式による誓約書を徴求して市に提出しなくてはならない。	3 応募グループの構成員は、PFI 事業者と市との間で本事業契約の仮契約の締結と同時に、別紙 <u>2</u> の様式による出資者保証書を作成して市に提出するとともに、PFI 事業者の株式を保有する応募グループの構成員以外の者から、別紙 <u>3</u> の様式による誓約書を徴求して市に提出しなくてはならない。
4	第 12 条			準拠法及び管轄裁判所	本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する紛争は、 <u>市の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。</u>	本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する紛争は、 <u>大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。</u>
7				別紙 2 出資者保証書	5 前 2 項に基づいて、市の承諾を得て当社らが保有する PFI 事業者の株式の譲渡、担保権等の設定、その他の処分を行う場合、市と当社らとの間の「大浜体育館建替整備運営事業基本協定書」別紙 <u>2</u> の誓約書と同じ様式の誓約書を事前に譲受予定者から徴求し、市に提出すること。なお、当該処分に当たっては、処分の契約の締結後速やかに、当該処分に係る契約書の写しを市に提出すること。	5 前 2 項に基づいて、市の承諾を得て当社らが保有する PFI 事業者の株式の譲渡、担保権等の設定、その他の処分を行う場合、市と当社らとの間の「大浜体育館建替整備運営事業基本協定書」別紙 <u>3</u> の誓約書と同じ様式の誓約書を事前に譲受予定者から徴求し、市に提出すること。なお、当該処分に当たっては、処分の契約の締結後速やかに、当該処分に係る契約書の写しを市に提出すること。

事業契約書（案）

頁	第 1 条	1	(1)	項目名	変更前	変更後
3	第 11 条			契約保証金	PFI 事業者は、次の各号の契約保証金を市に納付する。PFI 事業者は、新体育館の設計・建設期間・開館準備期間中の契約保証金として第 1 号の金額を本事業契約締結時に納付し、管理施設の維持管理・運営期間中の契約保証金として第 2 号の金額を本件引渡予定日までに納付する。	PFI 事業者は、次の各号の契約保証金を市に納付する。PFI 事業者は、新体育館の設計・建設期間中の契約保証金として第 1 号の金額を本事業契約締結時に納付し、管理施設の維持管理・運営期間中の契約保証金として第 2 号の金額を本件引渡予定日までに納付する。
4	第 11 条	5	(3)	契約保証金	—	(3) 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
4	第 11 条	6		契約保証金	6 第 1 項の契約保証金が納付された場合又はこれに代えて前項に基づき国債を提供した場合、新体育館が引き渡された後、市は PFI 事業者に対して第 1 項第 1 号記載の金額に係る契約保証金又は国債を PFI 事業者へ返還する。また、維持管理・運営業務が完了した後、市は PFI 事業者に対して、第 1 項第 2 号記載の金額に係る契約保証金又は国債を返還する。	6 第 1 項の契約保証金が納付された場合又はこれに代えて前項に基づき国債を提供した場合、新体育館が市に引き渡された後、市は PFI 事業者に対して、第 1 項第 1 号記載に基づく契約保証金又は前項に基づく国債を PFI 事業者へ返還し、維持管理・運営業務が完了した後、第 1 項第 2 号に基づく契約保証金又は前項に基づく国債を返還する。
25	第 68 条			新体育館の修繕	<p>第 6 8 条 新体育館の大規模修繕に係る経費については、市の負担とする。ただし、PFI 事業者の責に帰する事由によって必要となった経費は、PFI 事業者の負担とする。</p> <p>2 新体育館が要求水準書に示す機能を正常に維持するために行う修繕は、規模に拘らず維持管理業務に含め、PFI 事業者は、新体育館の引渡し日から PFI 事業の事業期間終了までの期間にかかる修繕を行う必要が生じた場合（維持管理業務計画書に定めのない場合も含む。）には、PFI 事業者の責任と費用負担において行う。なお、PFI 事業者は、新体育館の引渡し日から PFI 事業の事業期間終了までの期間中に新体育館の大規模修繕を行う必要が生じないように維持管理業務を実施するものとする。</p> <p>3 前項の修繕業務の対価は、別紙 1 0 記載のサービス購入費 B-3 に含まれ、市はそれ以外の対価を一切支払わない</p> <p>4 市の責めに帰すべき事由により新体育館の修繕若しくは更新又は模様替えを行った場合、市はこれらに要した一切の費用を負担する。</p> <p>5 PFI 事業者が、自己の責任と費用負担において、維持管理業務計画書（要求水準書に定める維持管理業務にかかる基本業務計画書及び年度業務計画書を意味する。以下同じ。）に記載のない模様替え又は新体育館に重大な影響を及ぼす修繕若しくは更新を行う場合、事前に市に対してその内容その他必要な事項を通知し、かつ、市の事前の承認を得なければならない。</p>	<p>第 6 8 条 新体育館が要求水準書に示す機能を正常に維持するために行う修繕は、その規模に拘らず維持管理業務に含め、PFI 事業者は、新体育館の引渡し日から PFI 事業の事業期間終了までの期間にかかる修繕業務を行う必要が生じた場合（維持管理業務の年度業務計画書に定めのない場合も含む。）には、すべてこれを維持管理業務として行う。かかる修繕業務の対価は、別紙 1 0 記載のサービス購入費 B-3 に含まれ、市はそれ以外の対価を一切支払わないものとする。</p> <p>2 PFI 事業者は、新体育館の引渡し日から PFI 事業の事業期間終了までの期間中に新体育館の大規模修繕を行う必要が生じないように、維持管理業務を計画及び実施するものとし、大規模修繕を行った場合でも市は別紙 1 0 記載のサービス購入費 B-3 以外の対価を支払わない。ただし、法令変更等により新体育館において大規模な改修が必要となった場合の経費については、合理的な範囲でこれを市の負担とする。</p> <p>3 前 2 項の規定にかかわらず、市の責めに帰すべき事由により新体育館の修繕若しくは更新又は模様替えを行った場合、市はこれらに要した費用を合理的な範囲で負担する。</p> <p>4 PFI 事業者が、維持管理業務計画書（要求水準書に定める維持管理業務にかかる基本業務計画書及び年度業務計画書を意味する。以下同じ。）に記載のない模様替え、又は新体育館に重大な影響を及ぼす修繕若しくは更新を行う場合には、自己の責任と費用負担においてこれを行うものとし、また事前に市に対してその内容その他必要な事項を通知して事前の承認を得なければならない。</p>

頁	第 1 条	1	(1)	項目名	変更前	変更後
34	第 96 条		(5)	談合行為等に対する解除措置	(5) 構成員、協力会社が、自ら又はその役員若しくは使用人その他の従業者について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。	(5) 本事業の入札手続について、構成員、協力会社が、自ら又はその役員若しくは使用人その他の従業者に刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
37	第 101 条			PFI 事業者の債務不履行等による指定管理者の指定の取消し	(6) 基本協定書の当事者が入札説明書に定める資格要件を欠く事態となったとき。	(削除)
37	第 101 条			PFI 事業者の債務不履行等による指定管理者の指定の取消し	(7) 第 1 号から第 6 号に掲げる場合のほか、PFI 事業者が本事業契約に違反し又は表明保証が真実でなく、その違反若しくは不実により本事業契約の目的を達することができないと市が認めたとき。	(6) 第 1 号から第 5 号に掲げる場合のほか、PFI 事業者が本事業契約に違反し又は表明保証が真実でなく、その違反若しくは不実により本事業契約の目的を達することができないと市が認めたとき。
43	第 119 条			財務書類の提出	PFI 事業者は、本事業契約締結日以降、契約期間の終了に至るまで、事業年度の最終日より 3 月以内に、会社法第 4 3 5 条及び法務省令により規定される大会社に準じた公認会計士又は監査法人の監査済財務書類及び年間業務報告書を市に提出し、かつ、市に対して監査報告及び年間業務報告を行う。なお、市は当該監査済財務書類及び年間業務報告書を公開することができる。	PFI 事業者は、本事業契約締結日以降、契約期間の終了に至るまで、事業年度の最終日より 3 月以内に、会社法第 4 3 5 条及び法務省令により規定される公認会計士又は監査法人の監査済財務書類及び年間業務報告書を市に提出し、かつ、市に対して監査報告及び年間業務報告を公開することができる。

頁	第1条	1	(1)	項目名	変更前	変更後																																																												
12				別紙 6 設計図書等 (第31条関係)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>成果図書</th> <th>部数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 実施設計図</td> <td></td> <td>2部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新体育館</td> <td>・表紙・図面リスト・施工場所案内図・一般平面図・現況図・造成平面図・造成断面図・割付寸法図・植栽平面図・植栽詳細図・施設平面図・施設詳細図・給排水設備平面図・給排水設備縦断面図・給排水設備詳細図・電気設備平面図・仮設計画図 他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築 (意匠)</td> <td>・表紙・図面リスト・案内図・配置図・特記仕様書・工事区分表・面積表・求積図・面積計算書・仕上表・各階平面図・立面図・断面図・一般矩計図・階段詳細図・各階平面詳細図・展開図・各階床伏図・各階天井伏図・各階部分詳細図・建具キープラン・建具表・家具図・サイン図・日影図・仮設計画図・平均地盤算定図・敷地高低測量図・敷地測量図・真北測量図 他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築 (構造)</td> <td>・基礎・杭伏図・基礎梁伏図・各階伏図・軸組図・各部断面図・標準詳細図・各部詳細図・構造設計標準仕様書 他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気設備</td> <td>・表示・図面リスト・案内図・配置図・特記仕様書・工事区分表・面積表・凡例・系統図・器具姿図・電灯動力配置図・弱電配線図・詳細図・分電盤結線図 他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>・表示・図面リスト・案内図・配置図・特記仕様書・工事区分表・面積表・凡例・各階平面図・詳細図・機器表・器具表・ダクト系統図・配管系統図・屋外排水図・計装図 他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外構</td> <td>・外構平面図・縦横断面図・各部詳細図・雨水排水計画図・植栽図 他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>昇降機設備</td> <td>・表紙・図面リスト・案内図・配置図・特記仕様書・工事区分表・凡例・各階平面図 他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>・上記の他、工事に必要な図面</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	成果図書	部数	備考	1 実施設計図		2部		新体育館	・表紙・図面リスト・施工場所案内図・一般平面図・現況図・造成平面図・造成断面図・割付寸法図・植栽平面図・植栽詳細図・施設平面図・施設詳細図・給排水設備平面図・給排水設備縦断面図・給排水設備詳細図・電気設備平面図・仮設計画図 他			建築 (意匠)	・表紙・図面リスト・案内図・配置図・特記仕様書・工事区分表・面積表・求積図・面積計算書・仕上表・各階平面図・立面図・断面図・一般矩計図・階段詳細図・各階平面詳細図・展開図・各階床伏図・各階天井伏図・各階部分詳細図・建具キープラン・建具表・家具図・サイン図・日影図・仮設計画図・平均地盤算定図・敷地高低測量図・敷地測量図・真北測量図 他			建築 (構造)	・基礎・杭伏図・基礎梁伏図・各階伏図・軸組図・各部断面図・標準詳細図・各部詳細図・構造設計標準仕様書 他			電気設備	・表示・図面リスト・案内図・配置図・特記仕様書・工事区分表・面積表・凡例・系統図・器具姿図・電灯動力配置図・弱電配線図・詳細図・分電盤結線図 他			機械設備	・表示・図面リスト・案内図・配置図・特記仕様書・工事区分表・面積表・凡例・各階平面図・詳細図・機器表・器具表・ダクト系統図・配管系統図・屋外排水図・計装図 他			外構	・外構平面図・縦横断面図・各部詳細図・雨水排水計画図・植栽図 他			昇降機設備	・表紙・図面リスト・案内図・配置図・特記仕様書・工事区分表・凡例・各階平面図 他			その他	・上記の他、工事に必要な図面			<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>成果図書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 基本設計完了時提出物</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 図面</td> <td></td> </tr> <tr> <td>a.共通図</td> <td>・表紙・案内図・基本計画説明図・配置図・面積表</td> </tr> <tr> <td>b.建築図等</td> <td>・建築計画概要書・配置図・各階平面図・立面図・断面図・仕上表・各室面積表</td> </tr> <tr> <td>c.電気設備図等</td> <td>・電気設備計画概要書・配置図・各設備系統図・各階平面図 (主要機器のプロット図、主要配管等のルート図程度) ・各階必要設備諸元表</td> </tr> <tr> <td>d.空調・給排水衛生設備図等</td> <td>・空調・給排水衛生設備計画概要書・配置図・各設備系統図・各階平面図 (主要機器のプロット図、主要配管等のルート図程度) ・各階必要設備諸元表</td> </tr> <tr> <td>(2) 説明資料</td> <td>・意匠計画書・構造計画書・ランニングコスト計算書・負荷計算書・ユニバーサルデザイン検討書・コスト削減検討書・概算費用・採用設備計画比較検討書・近隣対策検討書 (電波障害机上検討等) ・工事計画書 (建設計画 工程計画) ・その他提案内容により必要となる説明書等</td> </tr> <tr> <td>(3) 透視図</td> <td>・鳥瞰図・外観図・内観図 (提案内容に基づき市が指定する箇所とする。外観図については、提出前に提案内容に基づくイメージ図を3パターン市に提示し、外観イメージの調整を行うこと。)</td> </tr> <tr> <td>(4) 電子納品 (報告書及び図面)</td> <td>・市が指定する方法により納品すること。</td> </tr> </tbody> </table>	種別	成果図書	1 基本設計完了時提出物		(1) 図面		a.共通図	・表紙・案内図・基本計画説明図・配置図・面積表	b.建築図等	・建築計画概要書・配置図・各階平面図・立面図・断面図・仕上表・各室面積表	c.電気設備図等	・電気設備計画概要書・配置図・各設備系統図・各階平面図 (主要機器のプロット図、主要配管等のルート図程度) ・各階必要設備諸元表	d.空調・給排水衛生設備図等	・空調・給排水衛生設備計画概要書・配置図・各設備系統図・各階平面図 (主要機器のプロット図、主要配管等のルート図程度) ・各階必要設備諸元表	(2) 説明資料	・意匠計画書・構造計画書・ランニングコスト計算書・負荷計算書・ユニバーサルデザイン検討書・コスト削減検討書・概算費用・採用設備計画比較検討書・近隣対策検討書 (電波障害机上検討等) ・工事計画書 (建設計画 工程計画) ・その他提案内容により必要となる説明書等	(3) 透視図	・鳥瞰図・外観図・内観図 (提案内容に基づき市が指定する箇所とする。外観図については、提出前に提案内容に基づくイメージ図を3パターン市に提示し、外観イメージの調整を行うこと。)	(4) 電子納品 (報告書及び図面)	・市が指定する方法により納品すること。
					種別	成果図書	部数	備考																																																										
1 実施設計図		2部																																																																
新体育館	・表紙・図面リスト・施工場所案内図・一般平面図・現況図・造成平面図・造成断面図・割付寸法図・植栽平面図・植栽詳細図・施設平面図・施設詳細図・給排水設備平面図・給排水設備縦断面図・給排水設備詳細図・電気設備平面図・仮設計画図 他																																																																	
建築 (意匠)	・表紙・図面リスト・案内図・配置図・特記仕様書・工事区分表・面積表・求積図・面積計算書・仕上表・各階平面図・立面図・断面図・一般矩計図・階段詳細図・各階平面詳細図・展開図・各階床伏図・各階天井伏図・各階部分詳細図・建具キープラン・建具表・家具図・サイン図・日影図・仮設計画図・平均地盤算定図・敷地高低測量図・敷地測量図・真北測量図 他																																																																	
建築 (構造)	・基礎・杭伏図・基礎梁伏図・各階伏図・軸組図・各部断面図・標準詳細図・各部詳細図・構造設計標準仕様書 他																																																																	
電気設備	・表示・図面リスト・案内図・配置図・特記仕様書・工事区分表・面積表・凡例・系統図・器具姿図・電灯動力配置図・弱電配線図・詳細図・分電盤結線図 他																																																																	
機械設備	・表示・図面リスト・案内図・配置図・特記仕様書・工事区分表・面積表・凡例・各階平面図・詳細図・機器表・器具表・ダクト系統図・配管系統図・屋外排水図・計装図 他																																																																	
外構	・外構平面図・縦横断面図・各部詳細図・雨水排水計画図・植栽図 他																																																																	
昇降機設備	・表紙・図面リスト・案内図・配置図・特記仕様書・工事区分表・凡例・各階平面図 他																																																																	
その他	・上記の他、工事に必要な図面																																																																	
種別	成果図書																																																																	
1 基本設計完了時提出物																																																																		
(1) 図面																																																																		
a.共通図	・表紙・案内図・基本計画説明図・配置図・面積表																																																																	
b.建築図等	・建築計画概要書・配置図・各階平面図・立面図・断面図・仕上表・各室面積表																																																																	
c.電気設備図等	・電気設備計画概要書・配置図・各設備系統図・各階平面図 (主要機器のプロット図、主要配管等のルート図程度) ・各階必要設備諸元表																																																																	
d.空調・給排水衛生設備図等	・空調・給排水衛生設備計画概要書・配置図・各設備系統図・各階平面図 (主要機器のプロット図、主要配管等のルート図程度) ・各階必要設備諸元表																																																																	
(2) 説明資料	・意匠計画書・構造計画書・ランニングコスト計算書・負荷計算書・ユニバーサルデザイン検討書・コスト削減検討書・概算費用・採用設備計画比較検討書・近隣対策検討書 (電波障害机上検討等) ・工事計画書 (建設計画 工程計画) ・その他提案内容により必要となる説明書等																																																																	
(3) 透視図	・鳥瞰図・外観図・内観図 (提案内容に基づき市が指定する箇所とする。外観図については、提出前に提案内容に基づくイメージ図を3パターン市に提示し、外観イメージの調整を行うこと。)																																																																	
(4) 電子納品 (報告書及び図面)	・市が指定する方法により納品すること。																																																																	

頁	第1条	1	(1)	項目名	変更前	変更後																																																																													
12				別紙 6 設計図書等 (第31条関係)	<table border="1"> <tr> <td>2 設計計算書</td> <td>・構造計算書・雨水排水流量計算書・機械設備設計計画書・電気設備設計計算書・省エネルギー計算書・ランニングコスト計算書・ライフサイクルコスト計算書 他</td> <td>2部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 工事内訳書</td> <td>・各工事内訳書・積算数量調書・数量算出書・見積書及び見積比較表 他</td> <td>2部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 設計説明書等</td> <td>・ユニバーサルデザイン説明書・コスト削減説明書・環境対策説明書・リサイクル計画書・関係法令チェックリスト・室内空気中化学物質の抑制措置検討書・施工計画説明書・その他提案内容により必要となる説明書 他</td> <td>2部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 完成予想図</td> <td>・パース又は鳥瞰図 (新体育館全体、及びその他建築物 (外観)) ・透視図 (その他建築物 (内観))</td> <td>2部</td> <td>広報用としても使用出来るようにすること。</td> </tr> <tr> <td>6 模型</td> <td>・外観着色模型</td> <td>1体</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 法令手続き図書</td> <td>・各種申請協議書・施工に先立ち必要な各種法令手続き完了図書 他</td> <td>2部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 調査資料</td> <td>・テレビ電波受信障害事前調査報告書 他</td> <td>2部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 技術資料</td> <td>・設計関連技術資料、性能検証報告書 他</td> <td>2部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 打合せ議事録</td> <td></td> <td>2部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11 官公庁協議書</td> <td>・関係申請書・図面、議事録 他</td> <td>2部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 要求水準確認計画書及び報告書</td> <td></td> <td>2部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 電子納品データ</td> <td>CD-R 又は DVD-R</td> <td>2部</td> <td></td> </tr> </table>	2 設計計算書	・構造計算書・雨水排水流量計算書・機械設備設計計画書・電気設備設計計算書・省エネルギー計算書・ランニングコスト計算書・ライフサイクルコスト計算書 他	2部		3 工事内訳書	・各工事内訳書・積算数量調書・数量算出書・見積書及び見積比較表 他	2部		4 設計説明書等	・ユニバーサルデザイン説明書・コスト削減説明書・環境対策説明書・リサイクル計画書・関係法令チェックリスト・室内空気中化学物質の抑制措置検討書・施工計画説明書・その他提案内容により必要となる説明書 他	2部		5 完成予想図	・パース又は鳥瞰図 (新体育館全体、及びその他建築物 (外観)) ・透視図 (その他建築物 (内観))	2部	広報用としても使用出来るようにすること。	6 模型	・外観着色模型	1体		7 法令手続き図書	・各種申請協議書・施工に先立ち必要な各種法令手続き完了図書 他	2部		8 調査資料	・テレビ電波受信障害事前調査報告書 他	2部		9 技術資料	・設計関連技術資料、性能検証報告書 他	2部		10 打合せ議事録		2部		11 官公庁協議書	・関係申請書・図面、議事録 他	2部		12 要求水準確認計画書及び報告書		2部		13 電子納品データ	CD-R 又は DVD-R	2部		<p>※報告書については、正副各1部ずつの合計2部とし、金文字黒表紙製本とすること。</p> <p>※図面サイズについては、A1サイズを標準とし、A3サイズに縮小してもわかるようにすること。</p>	<p>2.実施設計完了時提出物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>成果図書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 図面</td> <td></td> </tr> <tr> <td>a.共通図</td> <td>・表紙・図面目録・特記仕様書・案内図・配置図・面積表・工事区分表・仮設計画図・平均地盤算定図・敷地高低測量図・敷地測量図・真北測量図</td> </tr> <tr> <td>b.建築設計図</td> <td>・仕上表・平面図・立面図・断面図・矩計図・詳細図・展開図・天井伏図・建具表・基礎、杭伏図・基礎梁伏図・各階伏図・軸組図・断面リスト・基礎配筋図・各階配筋図・鉄骨詳細図・工作物等詳細図</td> </tr> <tr> <td>c.外構設計図</td> <td>・外構平面図・縦横断面図・各部詳細図・雨水排水計画図・汚水雑排水計画図・植栽図</td> </tr> <tr> <td>d.電気設備設計図 (屋外も含む)</td> <td>・変電設備図 (機器配置図、系統図)・電灯設備図 (平面図、分電盤図、照明器具図、系統図)・動力設備図 (平面図、系統図、制御盤図)・構内情報通信網設備図 (平面図、系統図、機器図)・防犯管理設備図 (平面図、系統図、機器図)・避雷針配線及び取付図・弱電設備図・テレビ電波障害対策図</td> </tr> <tr> <td>e.空調・給排水設備設計図</td> <td>・空気設備図 [空調、換気、計装] (平面図、詳細図、系統図、機器表)・給排水衛生設備図 [給排水、給湯、ガス、消火] (屋外平面図、平面図、詳細図、系統図、機器表、器具表)・エレベーター設備図 (機械室詳細図、かご詳細図、シャフト縦断面図、各部詳細図)</td> </tr> <tr> <td>(2) 工事費内訳書明細</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 設計計算書</td> <td>・構造計算書・雨水排水流量計算書・機械設備設計計算書・電気設備設計計算書・省エネルギー計算書・ランニングコスト計算書・ライフサイクルコスト計算書</td> </tr> <tr> <td>(4) 各種申請協議書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 積算調書</td> <td>・数量計算書・積算根拠図面</td> </tr> <tr> <td>(6) 設計説明書等</td> <td>・ユニバーサルデザイン説明書・コスト削減説明書・環境対策説明書・リサイクル計画書・法的検討書・室内空気中化学物質の抑制措置検討書・その他提案内容により必要となる説明書等</td> </tr> <tr> <td>(7) 透視図</td> <td>・鳥瞰図・外観図・内観図 (提案内容に基づき市が指定する箇所とする。)</td> </tr> <tr> <td>(8) 電子納品 (報告書及び図面)</td> <td>・市が指定する方法により納品すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※提出図面の部数については、図面提出前に市担当者に確認を行い、必要に応じて調整を行うこと。</p> <p>※図面については、正本及び副本のうち1部は金文字黒表紙製本とすること。</p>	種別	成果図書	(1) 図面		a.共通図	・表紙・図面目録・特記仕様書・案内図・配置図・面積表・工事区分表・仮設計画図・平均地盤算定図・敷地高低測量図・敷地測量図・真北測量図	b.建築設計図	・仕上表・平面図・立面図・断面図・矩計図・詳細図・展開図・天井伏図・建具表・基礎、杭伏図・基礎梁伏図・各階伏図・軸組図・断面リスト・基礎配筋図・各階配筋図・鉄骨詳細図・工作物等詳細図	c.外構設計図	・外構平面図・縦横断面図・各部詳細図・雨水排水計画図・汚水雑排水計画図・植栽図	d.電気設備設計図 (屋外も含む)	・変電設備図 (機器配置図、系統図)・電灯設備図 (平面図、分電盤図、照明器具図、系統図)・動力設備図 (平面図、系統図、制御盤図)・構内情報通信網設備図 (平面図、系統図、機器図)・防犯管理設備図 (平面図、系統図、機器図)・避雷針配線及び取付図・弱電設備図・テレビ電波障害対策図	e.空調・給排水設備設計図	・空気設備図 [空調、換気、計装] (平面図、詳細図、系統図、機器表)・給排水衛生設備図 [給排水、給湯、ガス、消火] (屋外平面図、平面図、詳細図、系統図、機器表、器具表)・エレベーター設備図 (機械室詳細図、かご詳細図、シャフト縦断面図、各部詳細図)	(2) 工事費内訳書明細		(3) 設計計算書	・構造計算書・雨水排水流量計算書・機械設備設計計算書・電気設備設計計算書・省エネルギー計算書・ランニングコスト計算書・ライフサイクルコスト計算書	(4) 各種申請協議書		(5) 積算調書	・数量計算書・積算根拠図面	(6) 設計説明書等	・ユニバーサルデザイン説明書・コスト削減説明書・環境対策説明書・リサイクル計画書・法的検討書・室内空気中化学物質の抑制措置検討書・その他提案内容により必要となる説明書等	(7) 透視図	・鳥瞰図・外観図・内観図 (提案内容に基づき市が指定する箇所とする。)	(8) 電子納品 (報告書及び図面)	・市が指定する方法により納品すること。
					2 設計計算書	・構造計算書・雨水排水流量計算書・機械設備設計計画書・電気設備設計計算書・省エネルギー計算書・ランニングコスト計算書・ライフサイクルコスト計算書 他	2部																																																																												
3 工事内訳書	・各工事内訳書・積算数量調書・数量算出書・見積書及び見積比較表 他	2部																																																																																	
4 設計説明書等	・ユニバーサルデザイン説明書・コスト削減説明書・環境対策説明書・リサイクル計画書・関係法令チェックリスト・室内空気中化学物質の抑制措置検討書・施工計画説明書・その他提案内容により必要となる説明書 他	2部																																																																																	
5 完成予想図	・パース又は鳥瞰図 (新体育館全体、及びその他建築物 (外観)) ・透視図 (その他建築物 (内観))	2部	広報用としても使用出来るようにすること。																																																																																
6 模型	・外観着色模型	1体																																																																																	
7 法令手続き図書	・各種申請協議書・施工に先立ち必要な各種法令手続き完了図書 他	2部																																																																																	
8 調査資料	・テレビ電波受信障害事前調査報告書 他	2部																																																																																	
9 技術資料	・設計関連技術資料、性能検証報告書 他	2部																																																																																	
10 打合せ議事録		2部																																																																																	
11 官公庁協議書	・関係申請書・図面、議事録 他	2部																																																																																	
12 要求水準確認計画書及び報告書		2部																																																																																	
13 電子納品データ	CD-R 又は DVD-R	2部																																																																																	
種別	成果図書																																																																																		
(1) 図面																																																																																			
a.共通図	・表紙・図面目録・特記仕様書・案内図・配置図・面積表・工事区分表・仮設計画図・平均地盤算定図・敷地高低測量図・敷地測量図・真北測量図																																																																																		
b.建築設計図	・仕上表・平面図・立面図・断面図・矩計図・詳細図・展開図・天井伏図・建具表・基礎、杭伏図・基礎梁伏図・各階伏図・軸組図・断面リスト・基礎配筋図・各階配筋図・鉄骨詳細図・工作物等詳細図																																																																																		
c.外構設計図	・外構平面図・縦横断面図・各部詳細図・雨水排水計画図・汚水雑排水計画図・植栽図																																																																																		
d.電気設備設計図 (屋外も含む)	・変電設備図 (機器配置図、系統図)・電灯設備図 (平面図、分電盤図、照明器具図、系統図)・動力設備図 (平面図、系統図、制御盤図)・構内情報通信網設備図 (平面図、系統図、機器図)・防犯管理設備図 (平面図、系統図、機器図)・避雷針配線及び取付図・弱電設備図・テレビ電波障害対策図																																																																																		
e.空調・給排水設備設計図	・空気設備図 [空調、換気、計装] (平面図、詳細図、系統図、機器表)・給排水衛生設備図 [給排水、給湯、ガス、消火] (屋外平面図、平面図、詳細図、系統図、機器表、器具表)・エレベーター設備図 (機械室詳細図、かご詳細図、シャフト縦断面図、各部詳細図)																																																																																		
(2) 工事費内訳書明細																																																																																			
(3) 設計計算書	・構造計算書・雨水排水流量計算書・機械設備設計計算書・電気設備設計計算書・省エネルギー計算書・ランニングコスト計算書・ライフサイクルコスト計算書																																																																																		
(4) 各種申請協議書																																																																																			
(5) 積算調書	・数量計算書・積算根拠図面																																																																																		
(6) 設計説明書等	・ユニバーサルデザイン説明書・コスト削減説明書・環境対策説明書・リサイクル計画書・法的検討書・室内空気中化学物質の抑制措置検討書・その他提案内容により必要となる説明書等																																																																																		
(7) 透視図	・鳥瞰図・外観図・内観図 (提案内容に基づき市が指定する箇所とする。)																																																																																		
(8) 電子納品 (報告書及び図面)	・市が指定する方法により納品すること。																																																																																		

頁	第1条	1	(1)	項目名	変更前	変更後																																																																								
14				別紙7 完工図書 (第52条関係)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>成果図書</th> <th>部数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 完工図</td> <td>・新体育館・建築設備・電気設備・機械設備・空調設備・衛生設備・昇降機設備・什器及び備品 他</td> <td>5部</td> <td>製本図・縮小版製本</td> </tr> <tr> <td>2 施工図</td> <td>・新体育館・建築設備・電気設備・機械設備・空調設備・衛生設備・昇降機設備・什器及び備品 他</td> <td>2部</td> <td>製本図・縮小版製本</td> </tr> <tr> <td>3 工事写真</td> <td>・工事記録写真・工事完成写真・簡易版</td> <td>2部</td> <td>簡易版は工事記録写真を要約したもの</td> </tr> <tr> <td>4 竣工引渡書類</td> <td>・リスト(予備品や保守点検用工具含む)・カタログ・鍵(鍵配置図、鍵、キーボックス)・取扱い説明書 他</td> <td>2部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 施工計画書等</td> <td>・施工計画書・使用材料承認書・工事中の試験記録・性能表・実施工程表</td> <td>2部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 法令等に基づく検査済証</td> <td></td> <td>2部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 調査資料</td> <td>・テレビ電波受信障害事前調査報告書 他</td> <td>2部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 技術資料</td> <td>・設計関連技術資料、性能検証報告書 他</td> <td>2部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 打合せ議事録</td> <td></td> <td>2部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 官公庁協議書・検査書</td> <td>・関係申請書・図面、議事録 他</td> <td>2部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11 要求水準確認計画書及び報告書</td> <td></td> <td>2部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 完工検査調書</td> <td></td> <td>2部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 電子納品データ</td> <td>CD-R又はDVD-R</td> <td>2部</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	成果図書	部数	備考	1 完工図	・新体育館・建築設備・電気設備・機械設備・空調設備・衛生設備・昇降機設備・什器及び備品 他	5部	製本図・縮小版製本	2 施工図	・新体育館・建築設備・電気設備・機械設備・空調設備・衛生設備・昇降機設備・什器及び備品 他	2部	製本図・縮小版製本	3 工事写真	・工事記録写真・工事完成写真・簡易版	2部	簡易版は工事記録写真を要約したもの	4 竣工引渡書類	・リスト(予備品や保守点検用工具含む)・カタログ・鍵(鍵配置図、鍵、キーボックス)・取扱い説明書 他	2部		5 施工計画書等	・施工計画書・使用材料承認書・工事中の試験記録・性能表・実施工程表	2部		6 法令等に基づく検査済証		2部		7 調査資料	・テレビ電波受信障害事前調査報告書 他	2部		8 技術資料	・設計関連技術資料、性能検証報告書 他	2部		9 打合せ議事録		2部		10 官公庁協議書・検査書	・関係申請書・図面、議事録 他	2部		11 要求水準確認計画書及び報告書		2部		12 完工検査調書		2部		13 電子納品データ	CD-R又はDVD-R	2部		<p>完工時提出物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>成果図書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 工事記録写真</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 完工図</td> <td>・完工図(建築)一式 ・完工図(電気設備)一式 ・完工図(空調設備)一式 ・完工図(給排水設備)一式 ・完工図(器具備品配置票)一式</td> </tr> <tr> <td>(3) 一覧表</td> <td>・建築資材リスト(下地材も含む) ・設備機器リスト</td> </tr> <tr> <td>(4) 器具備品財産管理台帳</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 器具備品カタログ</td> <td>・カタログ・保証書・取説書</td> </tr> <tr> <td>(6) 完工写真</td> <td>a.完工写真の著作権等については、次のとおりとすること。 ・選定事業者は市による完工写真の使用が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを市に対して保証する。 ・選定事業者は、かかる完工写真が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、選定事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずること。 b.選定事業者は完工写真の使用について次の事項を保証すること。 ・完工写真は、市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報等に、無償で使用することができるものとする。この場合において、著作権名を表示しないことができるものとする。 ・選定事業者は、あらかじめ市の承諾を受けた場合を除き、完工写真が公表されないようにし、かつ、完工写真が市の承諾しない第三者に閲覧、複写又は譲渡されないようにすること。</td> </tr> <tr> <td>(7) 電子納品(図面及び写真等)</td> <td>・市が指定する方法により納品すること。</td> </tr> </tbody> </table>	種別	成果図書	(1) 工事記録写真		(2) 完工図	・完工図(建築)一式 ・完工図(電気設備)一式 ・完工図(空調設備)一式 ・完工図(給排水設備)一式 ・完工図(器具備品配置票)一式	(3) 一覧表	・建築資材リスト(下地材も含む) ・設備機器リスト	(4) 器具備品財産管理台帳		(5) 器具備品カタログ	・カタログ・保証書・取説書	(6) 完工写真	a.完工写真の著作権等については、次のとおりとすること。 ・選定事業者は市による完工写真の使用が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを市に対して保証する。 ・選定事業者は、かかる完工写真が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、選定事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずること。 b.選定事業者は完工写真の使用について次の事項を保証すること。 ・完工写真は、市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報等に、無償で使用することができるものとする。この場合において、著作権名を表示しないことができるものとする。 ・選定事業者は、あらかじめ市の承諾を受けた場合を除き、完工写真が公表されないようにし、かつ、完工写真が市の承諾しない第三者に閲覧、複写又は譲渡されないようにすること。	(7) 電子納品(図面及び写真等)	・市が指定する方法により納品すること。
					種別	成果図書	部数	備考																																																																						
					1 完工図	・新体育館・建築設備・電気設備・機械設備・空調設備・衛生設備・昇降機設備・什器及び備品 他	5部	製本図・縮小版製本																																																																						
					2 施工図	・新体育館・建築設備・電気設備・機械設備・空調設備・衛生設備・昇降機設備・什器及び備品 他	2部	製本図・縮小版製本																																																																						
					3 工事写真	・工事記録写真・工事完成写真・簡易版	2部	簡易版は工事記録写真を要約したもの																																																																						
					4 竣工引渡書類	・リスト(予備品や保守点検用工具含む)・カタログ・鍵(鍵配置図、鍵、キーボックス)・取扱い説明書 他	2部																																																																							
					5 施工計画書等	・施工計画書・使用材料承認書・工事中の試験記録・性能表・実施工程表	2部																																																																							
					6 法令等に基づく検査済証		2部																																																																							
					7 調査資料	・テレビ電波受信障害事前調査報告書 他	2部																																																																							
					8 技術資料	・設計関連技術資料、性能検証報告書 他	2部																																																																							
					9 打合せ議事録		2部																																																																							
					10 官公庁協議書・検査書	・関係申請書・図面、議事録 他	2部																																																																							
					11 要求水準確認計画書及び報告書		2部																																																																							
					12 完工検査調書		2部																																																																							
13 電子納品データ	CD-R又はDVD-R	2部																																																																												
種別	成果図書																																																																													
(1) 工事記録写真																																																																														
(2) 完工図	・完工図(建築)一式 ・完工図(電気設備)一式 ・完工図(空調設備)一式 ・完工図(給排水設備)一式 ・完工図(器具備品配置票)一式																																																																													
(3) 一覧表	・建築資材リスト(下地材も含む) ・設備機器リスト																																																																													
(4) 器具備品財産管理台帳																																																																														
(5) 器具備品カタログ	・カタログ・保証書・取説書																																																																													
(6) 完工写真	a.完工写真の著作権等については、次のとおりとすること。 ・選定事業者は市による完工写真の使用が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを市に対して保証する。 ・選定事業者は、かかる完工写真が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、選定事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずること。 b.選定事業者は完工写真の使用について次の事項を保証すること。 ・完工写真は、市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報等に、無償で使用することができるものとする。この場合において、著作権名を表示しないことができるものとする。 ・選定事業者は、あらかじめ市の承諾を受けた場合を除き、完工写真が公表されないようにし、かつ、完工写真が市の承諾しない第三者に閲覧、複写又は譲渡されないようにすること。																																																																													
(7) 電子納品(図面及び写真等)	・市が指定する方法により納品すること。																																																																													
					<p>※図面については、正1部、副4部の合計5部とし、正本及び副本のうち1部は金文字黒表紙製本とすること。</p>																																																																									
					<p>※図面サイズについては、A1サイズを標準とし、A3サイズに縮小してもわかるようにすること。</p>																																																																									
					<p>※提出図面の部数については、図面提出前に市担当者に確認を行い、必要に応じて調整を行うこと。</p>																																																																									
					<p>※図面については、正本及び副本のうち1部は金文字黒表紙製本とすること。</p>																																																																									

頁	第1条	1	(1)	項目名	変更前	変更後																																																															
19				別紙10 2 (2) ウ 支払時期	<p>市は、PFI 事業者に対し、サービス購入費B-1を四半期毎に年4回(1月請求分、4月請求分、7月請求分、10月請求分)、計60回に渡って支払う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回数</th> <th>対象期間</th> <th>請求月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1回</td><td>平成33年4月～平成33年6月</td><td>平成33年7月</td></tr> <tr><td>第2回</td><td>平成33年7月～平成33年9月</td><td>平成33年10月</td></tr> <tr><td>第3回</td><td>平成33年10月～平成33年12月</td><td>平成34年1月</td></tr> <tr><td>第4回</td><td>平成34年1月～平成34年3月</td><td>平成34年4月</td></tr> <tr><td>第5回</td><td>平成34年4月～平成34年6月</td><td>平成34年7月</td></tr> <tr><td>第6回</td><td>平成34年7月～平成34年9月</td><td>平成34年10月</td></tr> <tr><td>(中略)</td><td>・・・</td><td>・・・</td></tr> <tr><td>第59回</td><td>平成47年10月～平成47年12月</td><td>平成48年1月</td></tr> <tr><td>第60回</td><td>平成48年1月～平成48年3月</td><td>平成48年4月</td></tr> </tbody> </table>	回数	対象期間	請求月	第1回	平成33年4月～平成33年6月	平成33年7月	第2回	平成33年7月～平成33年9月	平成33年10月	第3回	平成33年10月～平成33年12月	平成34年1月	第4回	平成34年1月～平成34年3月	平成34年4月	第5回	平成34年4月～平成34年6月	平成34年7月	第6回	平成34年7月～平成34年9月	平成34年10月	(中略)	・・・	・・・	第59回	平成47年10月～平成47年12月	平成48年1月	第60回	平成48年1月～平成48年3月	平成48年4月	<p>市は、PFI 事業者に対し、サービス購入費B-1を四半期毎に年4回(1月請求分、4月請求分、7月請求分、10月請求分)、計61回に渡って支払う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回数</th> <th>対象期間</th> <th>請求月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1回</td><td>平成33年2月～平成33年3月</td><td>平成33年4月</td></tr> <tr><td>第2回</td><td>平成33年4月～平成33年6月</td><td>平成33年7月</td></tr> <tr><td>第3回</td><td>平成33年7月～平成33年9月</td><td>平成33年10月</td></tr> <tr><td>第4回</td><td>平成33年10月～平成33年12月</td><td>平成34年1月</td></tr> <tr><td>第5回</td><td>平成34年1月～平成34年3月</td><td>平成34年4月</td></tr> <tr><td>第6回</td><td>平成34年4月～平成34年6月</td><td>平成34年7月</td></tr> <tr><td>第7回</td><td>平成34年7月～平成34年9月</td><td>平成34年10月</td></tr> <tr><td>(中略)</td><td>・・・</td><td>・・・</td></tr> <tr><td>第60回</td><td>平成47年10月～平成47年12月</td><td>平成48年1月</td></tr> <tr><td>第61回</td><td>平成48年1月～平成48年3月</td><td>平成48年4月</td></tr> </tbody> </table>	回数	対象期間	請求月	第1回	平成33年2月～平成33年3月	平成33年4月	第2回	平成33年4月～平成33年6月	平成33年7月	第3回	平成33年7月～平成33年9月	平成33年10月	第4回	平成33年10月～平成33年12月	平成34年1月	第5回	平成34年1月～平成34年3月	平成34年4月	第6回	平成34年4月～平成34年6月	平成34年7月	第7回	平成34年7月～平成34年9月	平成34年10月	(中略)	・・・	・・・	第60回	平成47年10月～平成47年12月	平成48年1月	第61回	平成48年1月～平成48年3月	平成48年4月
回数	対象期間	請求月																																																																			
第1回	平成33年4月～平成33年6月	平成33年7月																																																																			
第2回	平成33年7月～平成33年9月	平成33年10月																																																																			
第3回	平成33年10月～平成33年12月	平成34年1月																																																																			
第4回	平成34年1月～平成34年3月	平成34年4月																																																																			
第5回	平成34年4月～平成34年6月	平成34年7月																																																																			
第6回	平成34年7月～平成34年9月	平成34年10月																																																																			
(中略)	・・・	・・・																																																																			
第59回	平成47年10月～平成47年12月	平成48年1月																																																																			
第60回	平成48年1月～平成48年3月	平成48年4月																																																																			
回数	対象期間	請求月																																																																			
第1回	平成33年2月～平成33年3月	平成33年4月																																																																			
第2回	平成33年4月～平成33年6月	平成33年7月																																																																			
第3回	平成33年7月～平成33年9月	平成33年10月																																																																			
第4回	平成33年10月～平成33年12月	平成34年1月																																																																			
第5回	平成34年1月～平成34年3月	平成34年4月																																																																			
第6回	平成34年4月～平成34年6月	平成34年7月																																																																			
第7回	平成34年7月～平成34年9月	平成34年10月																																																																			
(中略)	・・・	・・・																																																																			
第60回	平成47年10月～平成47年12月	平成48年1月																																																																			
第61回	平成48年1月～平成48年3月	平成48年4月																																																																			
19				別紙10 2 (2) エ サービス購入費B-1の算定方法	平成33年度第1四半期から平成47年度第4四半期の各四半期を対象とするサービス購入費B-1は、PFI 事業者により提案された各四半期に必要な額を支払う。なお、各四半期のサービス購入費B-1は同額とする。	平成32年度第4四半期から平成47年度第4四半期の各四半期を対象とするサービス購入費B-1は、PFI 事業者により提案された各四半期に必要な額を支払う。なお、平成33年度第1四半期以降の各四半期のサービス購入費B-1は同額とする。																																																															
20				別紙10 2 (3) ウ 支払時期	<p>市は、PFI 事業者に対し、サービス購入費B-2を四半期毎に年4回(1月請求分、4月請求分、7月請求分、10月請求分)、計60回に渡って支払う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回数</th> <th>対象期間</th> <th>請求月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1回</td><td>平成33年4月～平成33年6月</td><td>平成33年7月</td></tr> <tr><td>第2回</td><td>平成33年7月～平成33年9月</td><td>平成33年10月</td></tr> <tr><td>第3回</td><td>平成33年10月～平成33年12月</td><td>平成34年1月</td></tr> <tr><td>第4回</td><td>平成34年1月～平成34年3月</td><td>平成34年4月</td></tr> <tr><td>第5回</td><td>平成34年4月～平成34年6月</td><td>平成34年7月</td></tr> <tr><td>第6回</td><td>平成34年7月～平成34年9月</td><td>平成34年10月</td></tr> <tr><td>(中略)</td><td>・・・</td><td>・・・</td></tr> <tr><td>第59回</td><td>平成47年10月～平成47年12月</td><td>平成48年1月</td></tr> <tr><td>第60回</td><td>平成48年1月～平成48年3月</td><td>平成48年4月</td></tr> </tbody> </table>	回数	対象期間	請求月	第1回	平成33年4月～平成33年6月	平成33年7月	第2回	平成33年7月～平成33年9月	平成33年10月	第3回	平成33年10月～平成33年12月	平成34年1月	第4回	平成34年1月～平成34年3月	平成34年4月	第5回	平成34年4月～平成34年6月	平成34年7月	第6回	平成34年7月～平成34年9月	平成34年10月	(中略)	・・・	・・・	第59回	平成47年10月～平成47年12月	平成48年1月	第60回	平成48年1月～平成48年3月	平成48年4月	<p>市は、PFI 事業者に対し、サービス購入費B-2を四半期毎に年4回(1月請求分、4月請求分、7月請求分、10月請求分)、計61回に渡って支払う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回数</th> <th>対象期間</th> <th>請求月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1回</td><td>平成33年2月～平成33年3月</td><td>平成33年4月</td></tr> <tr><td>第2回</td><td>平成33年4月～平成33年6月</td><td>平成33年7月</td></tr> <tr><td>第3回</td><td>平成33年7月～平成33年9月</td><td>平成33年10月</td></tr> <tr><td>第4回</td><td>平成33年10月～平成33年12月</td><td>平成34年1月</td></tr> <tr><td>第5回</td><td>平成34年1月～平成34年3月</td><td>平成34年4月</td></tr> <tr><td>第6回</td><td>平成34年4月～平成34年6月</td><td>平成34年7月</td></tr> <tr><td>第7回</td><td>平成34年7月～平成34年9月</td><td>平成34年10月</td></tr> <tr><td>(中略)</td><td>・・・</td><td>・・・</td></tr> <tr><td>第60回</td><td>平成47年10月～平成47年12月</td><td>平成48年1月</td></tr> <tr><td>第61回</td><td>平成48年1月～平成48年3月</td><td>平成48年4月</td></tr> </tbody> </table>	回数	対象期間	請求月	第1回	平成33年2月～平成33年3月	平成33年4月	第2回	平成33年4月～平成33年6月	平成33年7月	第3回	平成33年7月～平成33年9月	平成33年10月	第4回	平成33年10月～平成33年12月	平成34年1月	第5回	平成34年1月～平成34年3月	平成34年4月	第6回	平成34年4月～平成34年6月	平成34年7月	第7回	平成34年7月～平成34年9月	平成34年10月	(中略)	・・・	・・・	第60回	平成47年10月～平成47年12月	平成48年1月	第61回	平成48年1月～平成48年3月	平成48年4月
回数	対象期間	請求月																																																																			
第1回	平成33年4月～平成33年6月	平成33年7月																																																																			
第2回	平成33年7月～平成33年9月	平成33年10月																																																																			
第3回	平成33年10月～平成33年12月	平成34年1月																																																																			
第4回	平成34年1月～平成34年3月	平成34年4月																																																																			
第5回	平成34年4月～平成34年6月	平成34年7月																																																																			
第6回	平成34年7月～平成34年9月	平成34年10月																																																																			
(中略)	・・・	・・・																																																																			
第59回	平成47年10月～平成47年12月	平成48年1月																																																																			
第60回	平成48年1月～平成48年3月	平成48年4月																																																																			
回数	対象期間	請求月																																																																			
第1回	平成33年2月～平成33年3月	平成33年4月																																																																			
第2回	平成33年4月～平成33年6月	平成33年7月																																																																			
第3回	平成33年7月～平成33年9月	平成33年10月																																																																			
第4回	平成33年10月～平成33年12月	平成34年1月																																																																			
第5回	平成34年1月～平成34年3月	平成34年4月																																																																			
第6回	平成34年4月～平成34年6月	平成34年7月																																																																			
第7回	平成34年7月～平成34年9月	平成34年10月																																																																			
(中略)	・・・	・・・																																																																			
第60回	平成47年10月～平成47年12月	平成48年1月																																																																			
第61回	平成48年1月～平成48年3月	平成48年4月																																																																			
20				別紙10 2 (3) エ サービス購入費B-2の算定方法	平成33年度第1四半期から平成47年度第4四半期の各四半期を対象とするサービス購入費B-2は、PFI 事業者により提案された各四半期に必要な額を支払う。なお、各四半期のサービス購入費B-2は同額とする。	平成32年度第4四半期から平成47年度第4四半期の各四半期を対象とするサービス購入費B-2は、PFI 事業者により提案された各四半期に必要な額を支払う。なお、平成33年度第1四半期以降の各四半期のサービス購入費B-2は同額とする。																																																															

頁	第1条	1	(1)	項目名	変更前	変更後																																																																																																																			
22				別紙 10 3 (2)	(2) 新体育館及び既存施設の維持管理業務に係る対価（サービス購入費B-1） <table border="1"> <thead> <tr> <th>回</th> <th>請求予定年月</th> <th>金額</th> <th>消費税及び地方消費税</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>平成 33 年 7 月</td><td>●円</td><td>●円</td><td>●円</td></tr> <tr><td>2</td><td>平成 33 年 10 月</td><td>●円</td><td>●円</td><td>●円</td></tr> <tr><td>3</td><td>平成 34 年 1 月</td><td>●円</td><td>●円</td><td>●円</td></tr> <tr><td>4</td><td>平成 34 年 4 月</td><td>●円</td><td>●円</td><td>●円</td></tr> <tr><td>...</td><td>...</td><td>...</td><td>...</td><td>...</td></tr> <tr><td>57</td><td>平成 47 年 7 月</td><td>●円</td><td>●円</td><td>●円</td></tr> <tr><td>58</td><td>平成 47 年 10 月</td><td>●円</td><td>●円</td><td>●円</td></tr> <tr><td>59</td><td>平成 48 年 1 月</td><td>●円</td><td>●円</td><td>●円</td></tr> <tr><td>60</td><td>平成 48 年 4 月</td><td>●円</td><td>●円</td><td>●円</td></tr> <tr><td colspan="2">合計</td><td>●円</td><td>●円</td><td>●円</td></tr> </tbody> </table>	回	請求予定年月	金額	消費税及び地方消費税	合計	1	平成 33 年 7 月	●円	●円	●円	2	平成 33 年 10 月	●円	●円	●円	3	平成 34 年 1 月	●円	●円	●円	4	平成 34 年 4 月	●円	●円	●円	57	平成 47 年 7 月	●円	●円	●円	58	平成 47 年 10 月	●円	●円	●円	59	平成 48 年 1 月	●円	●円	●円	60	平成 48 年 4 月	●円	●円	●円	合計		●円	●円	●円	(2) 新体育館及び既存施設の維持管理業務に係る対価（サービス購入費B-1） <table border="1"> <thead> <tr> <th>回</th> <th>請求予定年月</th> <th>金額</th> <th>消費税及び地方消費税</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>平成 33 年 4 月</td><td>●円</td><td>●円</td><td>●円</td></tr> <tr><td>2</td><td>平成 33 年 7 月</td><td>●円</td><td>●円</td><td>●円</td></tr> <tr><td>3</td><td>平成 33 年 10 月</td><td>●円</td><td>●円</td><td>●円</td></tr> <tr><td>4</td><td>平成 34 年 1 月</td><td>●円</td><td>●円</td><td>●円</td></tr> <tr><td>5</td><td>平成 34 年 4 月</td><td>●円</td><td>●円</td><td>●円</td></tr> <tr><td>...</td><td>...</td><td>...</td><td>...</td><td>...</td></tr> <tr><td>58</td><td>平成 47 年 7 月</td><td>●円</td><td>●円</td><td>●円</td></tr> <tr><td>59</td><td>平成 47 年 10 月</td><td>●円</td><td>●円</td><td>●円</td></tr> <tr><td>60</td><td>平成 48 年 1 月</td><td>●円</td><td>●円</td><td>●円</td></tr> <tr><td>61</td><td>平成 48 年 4 月</td><td>●円</td><td>●円</td><td>●円</td></tr> <tr><td colspan="2">合計</td><td>●円</td><td>●円</td><td>●円</td></tr> </tbody> </table>	回	請求予定年月	金額	消費税及び地方消費税	合計	1	平成 33 年 4 月	●円	●円	●円	2	平成 33 年 7 月	●円	●円	●円	3	平成 33 年 10 月	●円	●円	●円	4	平成 34 年 1 月	●円	●円	●円	5	平成 34 年 4 月	●円	●円	●円	58	平成 47 年 7 月	●円	●円	●円	59	平成 47 年 10 月	●円	●円	●円	60	平成 48 年 1 月	●円	●円	●円	61	平成 48 年 4 月	●円	●円	●円	合計		●円	●円	●円
回	請求予定年月	金額	消費税及び地方消費税	合計																																																																																																																					
1	平成 33 年 7 月	●円	●円	●円																																																																																																																					
2	平成 33 年 10 月	●円	●円	●円																																																																																																																					
3	平成 34 年 1 月	●円	●円	●円																																																																																																																					
4	平成 34 年 4 月	●円	●円	●円																																																																																																																					
...																																																																																																																					
57	平成 47 年 7 月	●円	●円	●円																																																																																																																					
58	平成 47 年 10 月	●円	●円	●円																																																																																																																					
59	平成 48 年 1 月	●円	●円	●円																																																																																																																					
60	平成 48 年 4 月	●円	●円	●円																																																																																																																					
合計		●円	●円	●円																																																																																																																					
回	請求予定年月	金額	消費税及び地方消費税	合計																																																																																																																					
1	平成 33 年 4 月	●円	●円	●円																																																																																																																					
2	平成 33 年 7 月	●円	●円	●円																																																																																																																					
3	平成 33 年 10 月	●円	●円	●円																																																																																																																					
4	平成 34 年 1 月	●円	●円	●円																																																																																																																					
5	平成 34 年 4 月	●円	●円	●円																																																																																																																					
...																																																																																																																					
58	平成 47 年 7 月	●円	●円	●円																																																																																																																					
59	平成 47 年 10 月	●円	●円	●円																																																																																																																					
60	平成 48 年 1 月	●円	●円	●円																																																																																																																					
61	平成 48 年 4 月	●円	●円	●円																																																																																																																					
合計		●円	●円	●円																																																																																																																					
22				別紙 10 3 (2)	(3) 新体育館及び既存施設の運営業務に係る対価（サービス購入費B-2） <table border="1"> <thead> <tr> <th>回</th> <th>請求予定年月</th> <th>金額</th> <th>消費税及び地方消費税</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>平成 33 年 7 月</td><td>●円</td><td>●円</td><td>●円</td></tr> <tr><td>2</td><td>平成 33 年 10 月</td><td>●円</td><td>●円</td><td>●円</td></tr> <tr><td>3</td><td>平成 34 年 1 月</td><td>●円</td><td>●円</td><td>●円</td></tr> <tr><td>4</td><td>平成 34 年 4 月</td><td>●円</td><td>●円</td><td>●円</td></tr> <tr><td>...</td><td>...</td><td>...</td><td>...</td><td>...</td></tr> <tr><td>57</td><td>平成 47 年 7 月</td><td>●円</td><td>●円</td><td>●円</td></tr> <tr><td>58</td><td>平成 47 年 10 月</td><td>●円</td><td>●円</td><td>●円</td></tr> <tr><td>59</td><td>平成 48 年 1 月</td><td>●円</td><td>●円</td><td>●円</td></tr> <tr><td>60</td><td>平成 48 年 4 月</td><td>●円</td><td>●円</td><td>●円</td></tr> <tr><td colspan="2">合計</td><td>●円</td><td>●円</td><td>●円</td></tr> </tbody> </table>	回	請求予定年月	金額	消費税及び地方消費税	合計	1	平成 33 年 7 月	●円	●円	●円	2	平成 33 年 10 月	●円	●円	●円	3	平成 34 年 1 月	●円	●円	●円	4	平成 34 年 4 月	●円	●円	●円	57	平成 47 年 7 月	●円	●円	●円	58	平成 47 年 10 月	●円	●円	●円	59	平成 48 年 1 月	●円	●円	●円	60	平成 48 年 4 月	●円	●円	●円	合計		●円	●円	●円	(3) 新体育館及び既存施設の運営業務に係る対価（サービス購入費B-2） <table border="1"> <thead> <tr> <th>回</th> <th>請求予定年月</th> <th>金額</th> <th>消費税及び地方消費税</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>平成 33 年 4 月</td><td>●円</td><td>●円</td><td>●円</td></tr> <tr><td>2</td><td>平成 33 年 7 月</td><td>●円</td><td>●円</td><td>●円</td></tr> <tr><td>3</td><td>平成 33 年 10 月</td><td>●円</td><td>●円</td><td>●円</td></tr> <tr><td>4</td><td>平成 34 年 1 月</td><td>●円</td><td>●円</td><td>●円</td></tr> <tr><td>5</td><td>平成 34 年 4 月</td><td>●円</td><td>●円</td><td>●円</td></tr> <tr><td>...</td><td>...</td><td>...</td><td>...</td><td>...</td></tr> <tr><td>58</td><td>平成 47 年 7 月</td><td>●円</td><td>●円</td><td>●円</td></tr> <tr><td>59</td><td>平成 47 年 10 月</td><td>●円</td><td>●円</td><td>●円</td></tr> <tr><td>60</td><td>平成 48 年 1 月</td><td>●円</td><td>●円</td><td>●円</td></tr> <tr><td>61</td><td>平成 48 年 4 月</td><td>●円</td><td>●円</td><td>●円</td></tr> <tr><td colspan="2">合計</td><td>●円</td><td>●円</td><td>●円</td></tr> </tbody> </table>	回	請求予定年月	金額	消費税及び地方消費税	合計	1	平成 33 年 4 月	●円	●円	●円	2	平成 33 年 7 月	●円	●円	●円	3	平成 33 年 10 月	●円	●円	●円	4	平成 34 年 1 月	●円	●円	●円	5	平成 34 年 4 月	●円	●円	●円	58	平成 47 年 7 月	●円	●円	●円	59	平成 47 年 10 月	●円	●円	●円	60	平成 48 年 1 月	●円	●円	●円	61	平成 48 年 4 月	●円	●円	●円	合計		●円	●円	●円
回	請求予定年月	金額	消費税及び地方消費税	合計																																																																																																																					
1	平成 33 年 7 月	●円	●円	●円																																																																																																																					
2	平成 33 年 10 月	●円	●円	●円																																																																																																																					
3	平成 34 年 1 月	●円	●円	●円																																																																																																																					
4	平成 34 年 4 月	●円	●円	●円																																																																																																																					
...																																																																																																																					
57	平成 47 年 7 月	●円	●円	●円																																																																																																																					
58	平成 47 年 10 月	●円	●円	●円																																																																																																																					
59	平成 48 年 1 月	●円	●円	●円																																																																																																																					
60	平成 48 年 4 月	●円	●円	●円																																																																																																																					
合計		●円	●円	●円																																																																																																																					
回	請求予定年月	金額	消費税及び地方消費税	合計																																																																																																																					
1	平成 33 年 4 月	●円	●円	●円																																																																																																																					
2	平成 33 年 7 月	●円	●円	●円																																																																																																																					
3	平成 33 年 10 月	●円	●円	●円																																																																																																																					
4	平成 34 年 1 月	●円	●円	●円																																																																																																																					
5	平成 34 年 4 月	●円	●円	●円																																																																																																																					
...																																																																																																																					
58	平成 47 年 7 月	●円	●円	●円																																																																																																																					
59	平成 47 年 10 月	●円	●円	●円																																																																																																																					
60	平成 48 年 1 月	●円	●円	●円																																																																																																																					
61	平成 48 年 4 月	●円	●円	●円																																																																																																																					
合計		●円	●円	●円																																																																																																																					
23				別紙 10 3 (5)	(5) 新体育館の修繕業務に係る対価（サービス購入費C）	(5) 既存施設の修繕業務に係る対価（サービス購入費C）																																																																																																																			

自主提案施設事業協定書（案）

頁	第1条	1	(1)	項目名	変更前	変更後
7	第22条			準拠法及び管轄裁判所	本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。	本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

様式集 (Excel)

頁	様式番号	様式名	変更前	変更後																																																																															
	7-4-1	サービス購入費B-1支 払予定表	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">費目</th> <th colspan="3">新体育館及び既存施設の維持管理業務（修繕業務を除く）に係る対価</th> </tr> <tr> <th>1年あたり</th> <th>事業期間合計</th> <th>算定根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>維持管理業務</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 建築物保守管理業務</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 〔労務費〕</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 〔委託費〕</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 〔消耗品費〕</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 〔一般管理費〕</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 〔その他〕</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	費目	新体育館及び既存施設の維持管理業務（修繕業務を除く）に係る対価			1年あたり	事業期間合計	算定根拠	維持管理業務				ア 建築物保守管理業務				〔労務費〕				〔委託費〕				〔消耗品費〕				〔一般管理費〕				〔その他〕				<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">費目</th> <th colspan="4">新体育館及び既存施設の維持管理業務（修繕業務を除く）に係る対価</th> </tr> <tr> <th>①平成33年 2月～3月分 (2ヶ月分)</th> <th>②平成33年 4月以降 (3ヶ月分)</th> <th>事業期間合計 (①+②×60)</th> <th>算定根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>維持管理業務</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 建築物保守管理業務</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 〔労務費〕</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 〔委託費〕</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 〔消耗品費〕</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 〔一般管理費〕</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 〔その他〕</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	費目	新体育館及び既存施設の維持管理業務（修繕業務を除く）に係る対価				①平成33年 2月～3月分 (2ヶ月分)	②平成33年 4月以降 (3ヶ月分)	事業期間合計 (①+②×60)	算定根拠	維持管理業務					ア 建築物保守管理業務					〔労務費〕					〔委託費〕					〔消耗品費〕					〔一般管理費〕					〔その他〕				
費目	新体育館及び既存施設の維持管理業務（修繕業務を除く）に係る対価																																																																																		
	1年あたり	事業期間合計	算定根拠																																																																																
維持管理業務																																																																																			
ア 建築物保守管理業務																																																																																			
〔労務費〕																																																																																			
〔委託費〕																																																																																			
〔消耗品費〕																																																																																			
〔一般管理費〕																																																																																			
〔その他〕																																																																																			
費目	新体育館及び既存施設の維持管理業務（修繕業務を除く）に係る対価																																																																																		
	①平成33年 2月～3月分 (2ヶ月分)	②平成33年 4月以降 (3ヶ月分)	事業期間合計 (①+②×60)	算定根拠																																																																															
維持管理業務																																																																																			
ア 建築物保守管理業務																																																																																			
〔労務費〕																																																																																			
〔委託費〕																																																																																			
〔消耗品費〕																																																																																			
〔一般管理費〕																																																																																			
〔その他〕																																																																																			
	7-4-2	サービス購入費B-2支 払予定表	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">費目</th> <th colspan="3">新体育館及び既存施設の運営業務に係る対価</th> </tr> <tr> <th>1年あたり</th> <th>事業期間合計</th> <th>算定根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運営業務</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 開館式典等実施業務</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 〔労務費〕</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 〔委託費〕</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 〔消耗品費〕</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 〔一般管理費〕</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 〔その他〕</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	費目	新体育館及び既存施設の運営業務に係る対価			1年あたり	事業期間合計	算定根拠	運営業務				ア 開館式典等実施業務				〔労務費〕				〔委託費〕				〔消耗品費〕				〔一般管理費〕				〔その他〕				<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">費目</th> <th colspan="4">新体育館及び既存施設の運営業務に係る対価</th> </tr> <tr> <th>①平成33年 2月～3月分 (2ヶ月分)</th> <th>②平成33年 4月以降 (3ヶ月分)</th> <th>事業期間合計 (①+②×60)</th> <th>算定根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運営業務</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 開館式典等実施業務</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 〔労務費〕</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 〔委託費〕</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 〔消耗品費〕</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 〔一般管理費〕</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 〔その他〕</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	費目	新体育館及び既存施設の運営業務に係る対価				①平成33年 2月～3月分 (2ヶ月分)	②平成33年 4月以降 (3ヶ月分)	事業期間合計 (①+②×60)	算定根拠	運営業務					ア 開館式典等実施業務					〔労務費〕					〔委託費〕					〔消耗品費〕					〔一般管理費〕					〔その他〕				
費目	新体育館及び既存施設の運営業務に係る対価																																																																																		
	1年あたり	事業期間合計	算定根拠																																																																																
運営業務																																																																																			
ア 開館式典等実施業務																																																																																			
〔労務費〕																																																																																			
〔委託費〕																																																																																			
〔消耗品費〕																																																																																			
〔一般管理費〕																																																																																			
〔その他〕																																																																																			
費目	新体育館及び既存施設の運営業務に係る対価																																																																																		
	①平成33年 2月～3月分 (2ヶ月分)	②平成33年 4月以降 (3ヶ月分)	事業期間合計 (①+②×60)	算定根拠																																																																															
運営業務																																																																																			
ア 開館式典等実施業務																																																																																			
〔労務費〕																																																																																			
〔委託費〕																																																																																			
〔消耗品費〕																																																																																			
〔一般管理費〕																																																																																			
〔その他〕																																																																																			
	7-7-2	利用料金収入・自主事業収 入の算定根拠	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">収入計(利用料金収入+自主事業収入)</td> </tr> </table>	収入計(利用料金収入+自主事業収入)	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">収入計(利用料金収入+自主事業収入+その他収入)</td> </tr> </table>	収入計(利用料金収入+自主事業収入+その他収入)																																																																													
収入計(利用料金収入+自主事業収入)																																																																																			
収入計(利用料金収入+自主事業収入+その他収入)																																																																																			